

審査意見書

(釧路火力発電所建設事業環境影響評価準備書についての知事意見)

平成 29 年 10 月 17 日付け
株式会社釧路火力発電所あて

本事業は、釧路市南東部の工業地域等に位置する 55,000 平方メートルの対象事業実施区域に出力 112,000kW の火力発電所を設置するものであり、発電用燃料として地元産の石炭を主体としてバイオマスを最大 30 % 混焼する計画としている。

対象事業実施区域は第 1 種中高層住居専用地域及び第 1 種住居地域に隣接しており、多くの住居が存在することから、工事資材や燃料等の運搬、施設の稼働等に伴う周辺住居への大気汚染、騒音・振動等についての影響が懸念される。また、対象事業実施区域は造成地であるものの、重要な動植物の生息・生育が確認されており、事業の実施による影響が懸念される。さらに、地球温暖化対策における石炭火力発電を巡る国内外の状況が極めて厳しい中、本事業の実施に当たっては、可能な限りの二酸化炭素排出量の低減が求められる。

以上を踏まえ、事業者は次に示す事項について真摯に対応し、本事業による環境影響を確実に回避又は低減すること。

1 総括的事項

(1) 適切な調査、予測及び評価の実施について

本準備書では、最寄の住居を対象とした騒音及び振動の影響の把握が行われておらず、また、対象事業実施区域内で確認された重要な動植物種の一部について、当該区域周辺における生息・生育状況の確認が行われていないなど、調査が十分とはいえないものが見受けられる。こうしたことから、2 の個別的事項の内容を十分に踏まえ適切に調査を実施した上で、改めて予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

(2) 評価書作成に当たっての留意事項

本準備書では、大気汚染の予測に用いた煙源の諸元と使用燃料との関係や、燃料等の運搬ルート分散に係る考え方が示されていないなど、予測及び評価の根拠に係る説明不足が散見され、全般的に予測及び評価の内容が理解しにくい図書となっている。したがって、評価書作成に当たっては、2 の個別的事項で指摘する内容を含め、予測及び評価の根拠並びに環境保全措置の検討経過等を遺漏なく具体的に記載するとともに、一般に分かり易い図書となるよう努めること。

(3) 準備書等の公開等

住民等との相互理解の促進などの観点から、地域住民等に対して事業計画やその環境影響に関して積極的かつ丁寧に説明すること。また、本準備書は縦覧期間を終了しているが、評価書手続き終了までは、本準備書の内容をホームページに掲載するとともに、評価書についても縦覧期間終了後、当面の間はホームページで継続して公表するなど、積極的な情報公開

に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気質

- ア 施設の稼働に伴う大気汚染物質の拡散予測に用いた煙源の諸元と、当該予測に係る使用燃料の性状や量との関係が記載されておらず、予測の諸元の根拠が確認できないことから、それらの関係を明確に、かつ、分かり易く示すこと。
- イ 使用する燃料の性状が変動することで大気汚染物質による周辺地域への影響が予測を上回ることはないよう、使用する燃料の性状を定期的に把握するとともに、排出ガス中の大気汚染物質濃度が予測に用いた煙源の諸元を上回ることがないよう排出ガスの性状を連続的に監視すること。
- ウ 煙突からのばいじん排出抑制のために設置する集じん装置（バグフィルター）が破損した場合は、高濃度のばいじんが大気中に放出されるおそれがあることから、集じん装置の異常を把握するための適切な管理値を設定した上で、ばいじん濃度を連続的に監視するなどの管理を徹底すること。
- エ 使用燃料や燃焼灰の運搬、搬出入に当たっては、周囲に粉じんが飛散することのないよう適切な防じん対策を講じること。
- オ 冷却塔からの白煙については、対象事業実施区域周辺の道路や住宅地へどのような影響があるか具体的に記載されておらず分かりにくいことから、影響の程度を分かり易く示すこと。また、白煙による重大な影響が生じないよう、冷却塔の維持・管理を適切に行うとともに、白煙防止装置による対策を徹底すること。

(2) 水質

工事中の排水については、その性状に応じて雨水用又は汚水用の公共下水道へ排水する計画としているが、雨水と汚水がどの程度発生し、それぞれどのように処理するのか示されておらず、適切に排水処理が可能なか確認できない。このため、工事中の排水量を適切に算定した上で、当該排水が公共下水道で適切に受け入れて処理できることを定量的に示すこと。

(3) 騒音、超低周波音及び振動

- ア 施設の稼働による騒音、超低周波音及び振動については、施設に近接する住居への影響が適切に把握されていないことから、当該住居近傍に調査地点を設定した上で、適切に調査、予測及び評価を実施すること。
- イ 施設からの騒音による影響については、時間帯別に稼働している騒音発生源の種類や、外壁面での透過損失の計算時における音の周波数帯の取扱いについて記載がないなど、予測の諸条件が不明確なものがあることから、予測の妥当性が確認できるよう、こうした予測の諸条件等について適切に示すこと。
- ウ 工事中における資材の運搬及び施設稼働後の燃料等の運搬については、運搬ルートを複数に分散させる計画としているが、運搬ルート分散に係る考え方や時間帯別の車種や車両台数が具体的に示されておらず、予測の妥当性が確認できないことから、これらについて明確に示した上で、適切に予測及び評価を実施すること。

エ 道路交通騒音の評価において、環境基準との対比のほかに自動車騒音の要請限度と対比して評価しているが、当該要請限度は道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認める時に公安委員会などに行政措置を要請できる基準であり、対比する目標としてはふさわしくないことから、修正した上で適切に評価を実施すること。

オ 道路交通振動については、周辺の生活環境に及ぼす影響は少ないと評価しているが、事業の実施に伴い大型車の通行台数の増加による体感振動が増加することが考えられることから、影響が回避又は十分低減されるよう、環境保全措置を徹底すること。

(4) 植物

ア 対象事業実施区域内において、重要な植物種であるコハマギクが確認されているが、本来の生育環境ではないなどとして保全を図るべき対象に選定していない。しかしながら、どのような経緯で当該生育地に定着したのか明らかとなっておらず、また、対象事業実施区域周辺において現地調査が行われていないことから当該区域周辺での生育状況も不明である。このため、本種を保全対象に選定し、対象事業実施区域周辺における生育状況を調査した上で、適切に予測及び評価を実施すること。

また、対象事業実施区域内で確認されたコハマギクの生育地については、事業実施に伴い消失することから、代償措置など事業者として可能な限りの保全措置を検討すること。

イ 本発電所用地は全域が改変され、その一部区域を在来種で緑化する計画としているが、対象事業実施区域及びその周辺には、既に多くの外来種が生育しており、緑化区域への外来種の侵入定着のおそれがあることから、緑化後は外来種対策を含む適切な管理を行うこと。

(5) 動物

対象事業実施区域内には、保全を図るべき昆虫類としてヒョウモンチョウ北日本亜種等5種が確認されているが、周辺に類似の生息環境があることなどから影響は少ないと評価している。しかしながら、対象事業実施区域周辺において現地調査が行われておらず、当該区域周辺での生息状況が不明である。このため、対象事業実施区域周辺における生息状況を調査した上で、適切に予測及び評価を実施すること。

(6) 景観

ア 対象事業実施区域は住民等が日常生活において利用する道路と隣接しており、当該道路から発電所施設の間には遮蔽するものがほとんどないことから、発電所施設のほぼ全体が視認できると予測される。このため、当該道路からの景観への影響が低減されるよう、関係者の協力を得ながら、対象事業実施区域と隣接する道路との間の区間において、適切な樹種を用いた緑化による景観形成に努めること。

イ 本準備書に掲載のフォトモンタージュについては、実際のズリ山の大きさなどの視覚的印象（見え方）より小さく感じるものがあることから、実際の景観対象の大きさなど視覚的印象を反映したフォトモンタージュを作成するなど、適切に予測及び評価を実施すること。

(7) 温室効果ガス

- ア 省エネ法に基づくベンチマーク指標といった二酸化炭素排出に係る目標を遵守することはもとより、最新の技術動向等を踏まえ、導入可能な技術については積極的に取り入れるなど、二酸化炭素排出抑制に向けて不断に取り組むこと。
- イ 海外から輸入するバイオマス燃料は、違法伐採等によるものではなく再生可能なものであることを担保するため、合法性、持続可能性が証明された木材を使用すること。
- ウ 計画しているバイオマスの混焼率（30 %）を維持できるよう、燃料の安定的な調達に努めるとともに、発電効率を高く維持するため設備の維持管理を徹底すること。

(8) 廃棄物

工事の実施及び施設の稼働に伴う廃棄物の発生抑制や再生利用に努めるとともに、それができないものについては、適正に処分を行うこと。特に、燃焼灰の再生利用に当たっては、あらかじめ試験を行い関係法令に適合することを確認すること。